

## ○沖縄大学動物実験委員会規程

(2019年7月29日制定)

改正 2019年12月9日

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄大学動物実験規程(2019年7月29日制定。以下「動物実験規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、沖縄大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規程において使用する用語は、動物実験規程において使用する用語の例による。

(任務)

**第3条** 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 動物実験規程に関する事項
- (2) マニュアル等の立案及び作成に関する事項
- (3) 動物実験計画と法等及び動物実験規程との適合性に関する事項
- (4) 動物実験計画の実施状況及び実施結果に関する事項
- (5) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (6) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (7) 自己点検及び評価に関する事項
- (8) その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

**2** 委員会は、動物実験等が適正に実施されていないと認めるときは、学長に対して実験の中止その他必要な措置について報告し、又は助言することができる。

(組織)

**第4条** 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 動物実験等を実施する学部から選出された教員 各1名

### 第3編 学務 (沖縄大学動物実験委員会規程)

- (3) 前号の学部以外の学部から選出された教員 各1名
  - (4) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名以上
  - (5) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
- 2 前項第2号から第5号までの委員は、学長が任命する。
  - 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。  
(定足数等)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。  
(除斥)

**第7条** 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。この場合において、当該委員は前条第2項の出席者の母数に参入しない。

(意見の聴取)

**第8条** 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、事務局総務課が行う。

- 2 会議の概要は、記録し、5年間保存しなければならない。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第3編 学務 (沖縄大学動物実験委員会規程)

第11条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2019年7月29日から施行する。

附 則 (2019年12月9日)

この規程は、2019年12月9日から施行する。

(第4条の改正)